

児童手当の申請をお忘れなく



児童手当制度は、児童を養育している人に手当てを支給することにより、家庭生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

児童手当のしくみ

支給の対象

児童手当は、小学校第3学年修了前までの児童を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月分まで）については前々年の所得が一定額以上の場合は支給されません。

児童手当の額（月額）

- 第1子 5,000円
- 第2子 5,000円
- 第3子以降 10,000円

児童手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から支給が開始され、支給事由の消滅した月で終了します。

なお、原則として手当は、毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までを支給します。

特例給付

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマンについては、その人の前年の所得が一定額未満の場合に限って特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

申請の方法

児童手当を受けの対象となった方は、申請手続きをしてください。

申請に必要なもの

- ① 認定請求書
- ② 保険証の写しまたは年金加入証明書：申請者がサラリーマンの場合
- ③ 児童手当用所得証明書：請求する年（1月から5月分までの手当については請求する年の前年）の1月1日に光町に住所が

なかった方

- ④ その他：印鑑と金融機関（郵便局以外で請求者名義）の口座番号のわかるものなど
- ⑤ 印鑑

※①の用紙は担当課窓口にあります。

受給資格の

なかった方

児童手当の年度は、6月に切り替わります。従って、今年5月分まで

の児童手当について受給資格がなかった方でも、再度申請すれば、所得や世帯状況を審査した結果、認定される場合がありますのでお申し出下さい。

なお、認定された場合、申請を行った月の翌月から支給開始となることから、申請が遅れた分、開始月に影響しますのでご注意ください。

問合せ
保健福祉課介護福祉班
☎1158

現況届	消滅届	額改定届	額改定認定請求書
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に送付される用紙に必要事項を記入し、6月中に提出（5月分まで受給しており、受給事由が消滅していない方） ※届け出がないと、6月以降の手当が支給されなくなります 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例給付の方が退職したとき ・ 児童と生計を一にしなくなったり児童を監護しなくなったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給対象児童の数が減ったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生等により支給対象児童が増えたとき